

2024年度の地域別最低賃金と 金属産業の特定最低賃金の現状

都道府県名の下は、地域別最低賃金。都道府県名の右は、特定最低賃金。金額の()は、地域別最低賃金が適用されている。
色分けは、地域別最低賃金のランク区分。Aランク：赤、Bランク：黄、Cランク：青

北海道 1,010	鉄鋼 電気機械 輸送機械(船)	1,100 1,049 1,040	新潟 985 富山 998	電気機械 自動車小売 電気機械 輸送機械(車)・一般機械	(1,005) 1,015 1,002 1,035	島根 962	鉄鋼 一般機械 電気機械 輸送機械(車) 自動車小売(新)	1,092 1,068 987 1,028 1,000
青森 953	鉄鋼 電気機械 自動車小売	1,045 968 963	石川 984	一般機械 電気機械 輸送機械(車)	1,040 1,008 1,040	岡山 982	鉄鋼 一般機械 電気機械 輸送機械(車)	1,102 1,054 1,025 1,039
岩手 952	鉄鋼・金属製品 精密機械 電気機械 自動車小売	1,008 985 975 1,004	福井 984	一般機械 電気機械	(933) (857)	広島 1,020	輸送機械(船) 鉄鋼 金属製品 一般機械 電気機械 輸送機械(車)	1,094 1,114 1,052 1,070 1,045 1,048
宮城 973	鉄鋼 電気機械 自動車小売	1,059 1,012 1,036	山梨 988	電気機械 輸送機械(車)	1,047 1,029	山口 979	輸送機械(船) 鉄鋼 自動車小売 鉄鋼・非鉄 電気機械 輸送機械	1,080 1,039 1,116 1,032 1,088
秋田 951	非鉄金属 電気機械 輸送機械(車) 自動車小売 一般機械	1,011 958 1,020 980 1,012	長野 998	一般機械・輸送用機械 電気機械・精密 電気機械	1,043 1,032 (965)	徳島 980	輸送機械(車) 輸送機械(船) 自動車小売 鉄鋼・非鉄 一般機械 電気機械	1,048 1,080 1,039 1,116 1,070 1,038
山形 955	電気機械 輸送機械(車) 自動車整備	996 1,012 1,017	岐阜 1,001	輸送機械(航) 鉄鋼、非鉄金属 電気機械 輸送機械・一般機械	1,049 1,057 1,042 1,073	香川 970	輸送機械 一般機械 電気機械 輸送機械(船)	1,092 1,030 1,093 1,049
福島 955	非鉄金属 精密機械 電気機械 輸送機械 自動車小売	996 (928) (880) 1,005 1,020	愛知 1,077	電線・ケーブル 金属製品 一般機械 電気機械 輸送機械	1,033 (843) (762) 1,031 1,047	愛媛 956	輸送機械(船) 一般機械 電気機械 輸送機械(船)	1,038 1,070 1,038 1,070
茨城 1,005	鉄鋼 一般機械 電気機械・精密	1,098 1,055 1,052	三重 1,023	輸送機械 金属製品 一般機械 電気機械 輸送機械	1,047 (843) (762) 1,031 1,047	高知 952	電気機械	(793)
栃木 1,004	一般機械 精密機械 電気機械 輸送機械(車)	1,055 1,056 1,056 1,064	滋賀 1,017	輸送機械 一般機械 電気機械・精密 輸送機械(車)	1,060 1,050 1,062 1,062	福岡 992	鉄鋼 電気機械 輸送機械 自動車小売(新)	1,106 1,071 1,081 1,066
群馬 985	鉄鋼 一般機械 電気機械 輸送機械	1,067 1,056 1,056 1,056	京都 1,058	金属製品 一般機械 電気機械 輸送機械 自動車小売(新)	(822) (933) 1,074 1,076 (939)	佐賀 956	一般機械 電気機械 一般機械 電気機械	1,010 996 (875) (864)
埼玉 1,078	非鉄金属 精密機械 電気機械 輸送機械 自動車小売	1,098 1,114 1,105 1,102 1,089	大阪 1,114	鉄鋼 非鉄・電線 一般機械 電気機械 輸送機械(車) 自動車小売	1,120 (993) 1,127 1,127 1,119 (993)	長崎 953	輸送機械(船) 電気機械 輸送機械 鉄鋼	(875) 996 1,019 1,106
千葉 1,076	鉄鋼 一般機械 精密機械 電気機械 自動車小売(新)	1,147 (922) (887) 1,105 (922)	兵庫 1,052	鉄鋼 一般機械 精密機械 電気機械 輸送機械 自動車小売	1,116 1,087 1,053 1,053 1,126 (963)	熊本 952	非鉄金属 電気機械 輸送機械 自動車小売(新)	1,053 996 997 991
東京 1,163	鉄鋼 一般機械 電気機械 輸送機械 自動車小売(新)	(871) (832) (829) (838) -	奈良 986	輸送機械 自動車小売 一般機械 電気機械 自動車小売	(905) (891) (892) 1,103	宮崎 952	電気機械 自動車小売(新)	(831) (927)
神奈川 1,162	鉄鋼 電線・ケーブル 一般機械 電気機械 自動車製造 自動車小売(新)	(874) (821) (857) (890) (855) (842)	和歌山 980	鉄鋼	1,103	鹿児島 953	輸送機械 自動車小売(新)	(842) 986
			鳥取 957	電気機械	963	沖縄 952	自動車小売(新)	(770)

諸外国の最低賃金(時間額)

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	日本
最低賃金額	11.44ポンド	11.65ユーロ	12.41ユーロ	連邦最賃 7.25ドル *1	10,030ウォン	全国加重平均 1,055円 *2
円換算	2,277円	1,934円	2,060円	連邦最賃 1,109円	1,110円	
為替レート	199円	166円	166円	153円	0.1107円	
発効	2024年4月	2024年1月	2024年1月		2025年1月	2024年10月

適用除外、減額措置の範囲が異なることに注意が必要。

*1:別途、地域ごとに決定。カリフォルニア16.00ドル(2,448円)/時、ワシントンDC17.00ドル(2,601円)/時など。 *2:全国加重平均額(都道府県ごとに決定。951円～1,163円)

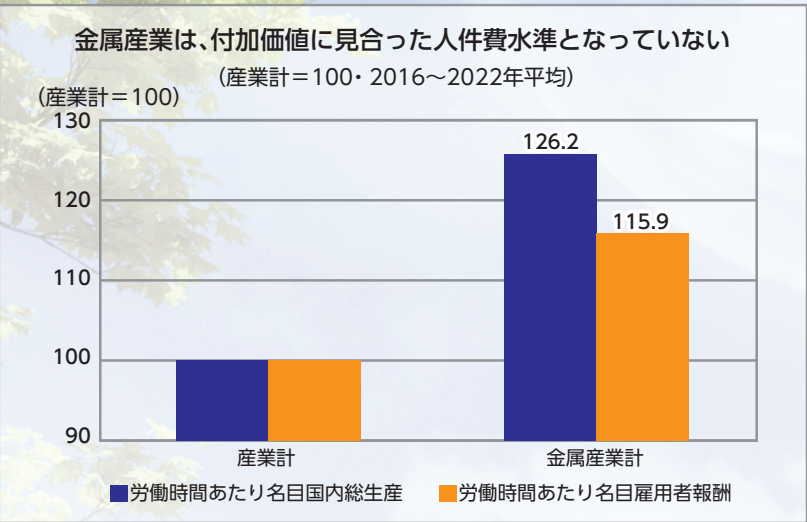


全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/JCM) 議長 金子晃浩
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476
問い合わせ:金属労協政策企画局

金属産業の労働の価値にふさわしい 企業内最低賃金と特定最低賃金を!

特定最低賃金は、産業の魅力と持続可能性を高める制度

- 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
- 都道府県ごとに決定され、**すべての働く者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の業種や職種に適用される「特定最低賃金」**があります。
- 「**特定最低賃金**」は、**産業の労使が、地域別最低賃金を上回る最低賃金が必要であると認めた場合に設定**されています。
- 特定最低賃金を引き上げるためには、**企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げが不可欠**です。



資料出所: 内閣府「国民経済計算」より金属労協で作成。

金属産業の労働の価値にふさわしい水準に特定最低賃金を引き上げる

産業の魅力を高め、人材を確保することで、産業の競争力を高める、という好循環サイクルの構築をめざす

	法定最低賃金		企業内最低賃金
	地域別最低賃金	特定最低賃金	
意 義・役 割	憲法で定められた「 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 」を保障するための社会的な仕組み	賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促し、産業の魅力と持続可能性を高めるための仕組み	企業内の賃金の最低額を保障することで、従業員の 安心・安定を確保する
決 定 方 式	行政の諮問による審議会方式	関係労使の申出・審議による審議会方式 申出には、企業内最低賃金協定の締結などが要件として求められる	会社と労働組合が締結
決 定 条 件	決定を義務づけ	労使が必要と認める場合に設定	労使合意
決 定 単 位	都道府県ごと	産業ごと(都道府県ごと)	労使で決定
適 用 対 象 者	全ての労働者 国籍、雇用形態、勤務形態を問わない。障がい者、外国人技能実習生にも適用される。派遣労働者は、派遣先の事業所の最低賃金が適用される。	基幹的労働者 左記のうち、18歳未満、65歳以上、輕易業務等を除く。	企業内 組合員対象、全従業員対象、年齢別最低賃金等、会社により異なる。
罰 金	最低賃金法により、上限1件50万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円

* 罰金の1件は、支払期ごとおよび労働者ごと

企業内最低賃金協定の引き上げが、特定最低賃金を通じて、
同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながっている

企業内最低賃金協定

企業内における役割

組合員の
安心・安定を確保

- 賃金の最低規制によって最低生活を保障し、**生活の安心・安定を確保**する。
- 企業内における**賃金制度の底辺を下支え**する。
- 入口賃金を引き上げること
で、**企業の魅力**を高める。
- 同一価値労働同一賃金を基本
とした**均等・均衡待遇の実現**
に寄与する。

企業内最低賃金協定は、
特定最低賃金の金額改正・
新設の根拠となって、
産業内に波及する

特定最低賃金における役割

同じ産業で働く仲間の
賃金の底上げ

- 企業内最低賃金協定が適用される人数が、特定最低賃金の
新設や金額改正を行うための
要件である「**合意労働者数**」と
みなされる。
- 同じ産業で働く仲間の賃金の
底上げ**につながる。
- 企業内最低賃金協定のうち**最も
低い金額が、特定最低賃金の
上限額**になることに注意。

特定最低賃金の決定の流れと企業内最低賃金協定の役割

2～6月

春季生活闘争

企業内最低賃金協定締結、
労組機関決議、
個人署名

6～7月

申出

要件を満たして、
労組が都道府県労働
局に手続きを行う

7～8月

必要性審議

地方最低賃金審議会
(公労使)

8～10月

金額審議

産業ごとの専門部会
(公労使)

11～12月

発効

企業内最低賃金協定は、**金額改正・新設の重要な要件**
金額改正では適用労働者数の概
ね3分の1以上の人数分の企業
内最低賃金協定等が必要

10月に
地域別
最低賃金改定

企業内最低賃金協定は、**金額審
議の重要な参考資料**
企業内最低賃金協定の最も低い
金額が特定最低賃金額の上限額
になる

改定後の地域別最低賃金を相当程度上回る企業内最低賃金協定が必要

地域別最低賃金

<

特定最低賃金

≤

企業内最低賃金協定
(月額÷所定労働時間)

金属産業の「労働の価値」に
ふさわしい最低賃金をめざす

金属労協の企業内最低賃金の目標

■**最低到達目標** 早期実現をめざす

月額**214,000円**(時間あたり**1,330円**)

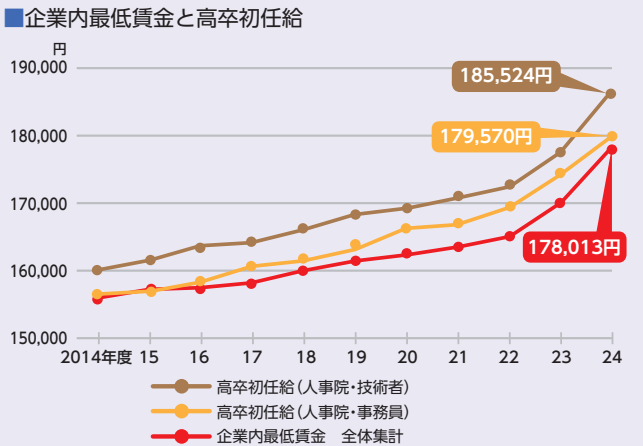
■**到達目標** 最低到達目標を達成した組合がめざす

月額**243,000円**(時間あたり**1,500円**)

(金属労協の月所定労働時間の平均161時間で換算)

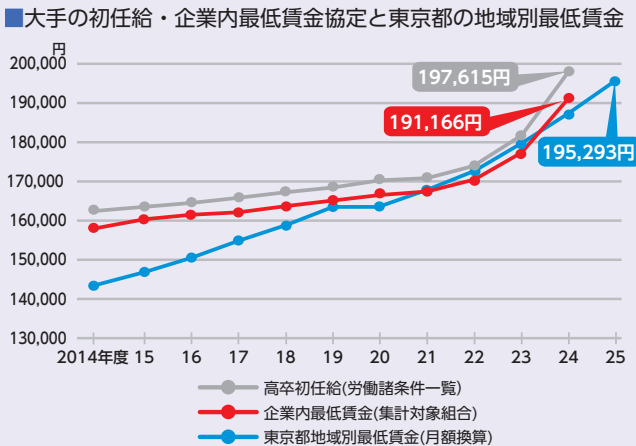
企業内最低賃金協定の水準は高卒初任給が基本

企業内最低賃金協定と高卒初任給の差が
広がっている。



(注)高卒初任給は、人事院「職種別民間給与実態調査」。
企業内最低賃金は、金属労協の全体集計平均(1,392組合)

地域別最低賃金引き上げの加速によって
大手労組の企業内最低賃金協定が下回る可能性も



(注)高卒初任給は、金属労協「労働諸条件一覧」(55組合)。企業内最低賃金は、金
属労協の集計対象組合平均(52組合)。東京都の地域別最低賃金は、月161
時間で月額換算。2025年度は、2024年度と同額引き上げた場合の試算。

地域別最低賃金の今後の見通し(試算)

地域別最低賃金の見通しと月額換算【全国加重平均】

	2024年度	2025年度	2026年度
時間額	1,055	1,106	1,157
引き上げ額	51	51	51
161H/月	169,855	178,066	186,277

地域別最低賃金の見通しと月額換算【東京都】

	2024年度	2025年度	2026年度
時間額	1,163	1,213	1,263
引き上げ額	50	50	50
161H/月	187,243	195,293	203,343

(注)2024年度は確定値。25年度、26年度は、24年度と同額引き上げられた場合の試算。
161時間＝金属労協の月所定労働時間の平均